

# IP通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年3月1日現在

～2021年3月30日

2021年3月31日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

目次 (略)

第1章 総則

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～3 (略)	(略)
4 I P 通信網サービス	I P 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス、 <a href="#">第1種データ着信サービス</a> 、 <a href="#">第2種データ着信サービス</a> 、 <a href="#">データ発信サービス</a> 、第6種シェアード I P - P B X サービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス、第3種ドットフォンサービス、スマート P B X サービス、NTT Comひかり電話サービス、インターネットGWサービス及び I S P プラットフォームサービス
5 (略)	(略)
6 I P 通信網契約	当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第2種契約、第4種契約、第6種契約、第7種契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第8種ホスティング契約、 <a href="#">第1種データ着信契約</a> 、 <a href="#">第2種データ着信契約</a> 、 <a href="#">データ発信契約</a> 、第6種シェアード I P - P B X 契約、第1種ドットフォン契

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

目次 (略)

第1章 総則

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～3 (略)	(略)
4 I P 通信網サービス	I P 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス、第6種シェアード I P - P B X サービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス、第3種ドットフォンサービス、スマート P B X サービス、NTT Comひかり電話サービス、インターネットGWサービス及び I S P プラットフォームサービス
5 (略)	(略)
6 I P 通信網契約	当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第2種契約、第4種契約、第6種契約、第7種契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第8種ホスティング契約、第6種シェアード I P - P B X 契約、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約、第3種ドットフォン契約、スマー

～2021年3月30日

2021年3月31日～

	約、第2種ドットフォン契約、第3種ドットフォン契約、スマートPBX契約、NTT Comひかり電話契約、インターネットGW契約及びISPプラットフォーム契約
7 IP通信網契約者	当社とIP通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第2種契約者、第4種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者、第8種ホスティング契約者、 <a href="#">第1種データ着信契約者</a> 、 <a href="#">第2種データ着信契約者</a> 、 <a href="#">データ発信契約者</a> 、第6種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者、第3種ドットフォン契約者、スマートPBX契約者、NTT Comひかり電話契約者、インターネットGW契約者及びISPプラットフォーム契約者
8～49 (略)	(略)

	トPBX契約、NTT Comひかり電話契約、インターネットGW契約及びISPプラットフォーム契約
7 IP通信網契約者	当社とIP通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第2種契約者、第4種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者、第8種ホスティング契約者、第6種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者、第3種ドットフォン契約者、スマートPBX契約者、NTT Comひかり電話契約者、インターネットGW契約者及びISPプラットフォーム契約者
8～49 (略)	(略)

第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類)

第5条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
オープンコンピュータ通信網サービス	ホスティングサービス、 <a href="#">データ着信サービス</a> 、 <a href="#">データ発信サービス</a> 、シェアードIP-PBXサービス、ドットフォンサービス、スマートPBXサービス、NTT Comひかり電話サービス及びIPバックボーンサービス以外のIP通信網サービス
(略)	(略)
<a href="#">データ着信サービス</a>	<a href="#">データ利用回線からの通信の着信を行うことができるIP通信網サービス</a>
<a href="#">データ発信サービス</a>	<a href="#">データ利用回線を使用してデータ着信サービスへの発信を行うことができるIP通信網サービス</a>
(略)	(略)

第6条 (略)

第3章～第8章 (略)

第9章 通信

第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類)

第5条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
オープンコンピュータ通信網サービス	ホスティングサービス、シェアードIP-PBXサービス、ドットフォンサービス、スマートPBXサービス、NTT Comひかり電話サービス及びIPバックボーンサービス以外のIP通信網サービス
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第6条 (略)

第3章～第8章 (略)

第9章 通信

～2021年3月30日	2021年3月31日～
<p>(通信利用の制限等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 I P通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当社は、利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又は<a href="#">データ発信サービス若しくは</a>ドットフォンサービスに係る通信が一定時間行われな</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第26条の2～第27条 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>(技術的事項及び技術資料の閲覧)</p> <p>第44条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びI P通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。</p> <p>ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><a href="#">(5) 別冊(データ着信サービス及びデータ発信サービス)に定めるもの</a></p> <p>第45条～第51条の3 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>別記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 I P通信網契約者の地位の承継</p> <p>(1) 第13条(I P通信網契約に基づく権利の譲渡)に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者(<a href="#">データ発信契約者を除きます。</a>)の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 I P通信網契約者の氏名等の変更</p> <p>(1) I P通信網契約者(<a href="#">データ発信契約者を除きます。</a>)は、その氏名、名称又は住所若</p>	<p>(通信利用の制限等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 I P通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当社は、利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はドットフォンサービスに係る通信が一定時間行われな</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第26条の2～第27条 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>(技術的事項及び技術資料の閲覧)</p> <p>第44条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びI P通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。</p> <p>ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第45条～第51条の3 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>別記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 I P通信網契約者の地位の承継</p> <p>(1) 第13条(I P通信網契約に基づく権利の譲渡)に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 I P通信網契約者の氏名等の変更</p> <p>(1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他I P通信網契約</p>

～2021年3月30日	2021年3月31日～
<p>しくは居所、その他 I P 通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに I P 通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～18 (略)</p>	<p>に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに I P 通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～18 (略)</p>
	<p><u>附 則 (令和 3 年 2 月 19 日 D P S 第 00746251 号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 3 年 3 月 31 日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>